

建築主、設計者の皆様へ

平成21年4月1日受付分からの建築確認申請等手数料改定についてのお知らせ

平成21年4月1日からの確認申請等(計画通知を含む)の手数料が下記のとおり改定されます。

(構造計算適合性判定が必要な申請については、別途構造計算適合性判定に係る手数料が加算されます。)

詳しくは都市政策課にお問い合わせください。

【確認申請、完了検査に係る手数料】

建築物等	申請種別	床面積の合計 (㎡)	現行の手数料(円)	改正後の手数料(円)
建築物	確認申請	0～30以内	5,000	8,000
		30超～100以内	9,000	14,000
		100超～200以内	14,000	21,000
		200超～500以内	19,000	27,000
		500超～1,000以内	34,000	48,000
		1,000超～2,000以内	48,000	68,000
		2,000超～10,000以内	140,000	200,000
		10,000超～50,000以内	240,000	320,000
	50,000超	460,000	610,000	
	完了検査 (中間検査無し)	0～30以内	10,000	14,000
		30超～100以内	12,000	18,000
		100超～200以内	16,000	23,000
		200超～500以内	22,000	32,000
		500超～1,000以内	36,000	53,000
		1,000超～2,000以内	50,000	73,000
		2,000超～10,000以内	120,000	170,000
10,000超～50,000以内		190,000	270,000	
50,000超	380,000	510,000		
工作物	確認申請		8,000	11,000
	計画変更		4,000	6,000
	完了検査		9,000	12,000

※確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く)、当該計画の変更に係る部分の2分の1に、床面積の増加する部分の床面積を加えた面積に該当する額。

※建築物を移転する場合は、当該移転に係る部分の2分の1に該当する額。

※確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転する場合、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1に該当する額。

※平成21年4月1日前に確認申請が提出されている物件については、平成21年4月1日以降に計画変更申請が無い限り従前の手数料となります。

【建築基準法第86条の8第1項又は第3項の認定の申請にかかる手数料】

申請種別	床面積の合計 (㎡)	現行の手数料(円)	改正後の手数料(円)
認定申請	0～30以内	5,000	8,000
	30超～100以内	9,000	14,000
	100超～200以内	14,000	21,000
	200超～500以内	19,000	27,000
	500超～1,000以内	34,000	48,000
	1,000超～2,000以内	48,000	68,000
	2,000超～10,000以内	140,000	200,000
	10,000超～50,000以内	240,000	320,000
50,000超	460,000	610,000	

※建築物を増築又は改築する場合は、当該増築又は改築に係る部分の床面積に該当する額。

※法第86条の8第1項の認定を受けた全体計画を変更して建築物を増築又は改築する場合は、変更に係る部分の床面積の2分の1に、増加する床面積を加えた面積に該当する額。

【お問い合わせ先】

花巻市建設部建築住宅課建築指導係 0198-24-2111 内543、549